

〈 判例研究 〉

「『債権者を害するおそれ』がないとされた資本金の減少」

楠元純一郎

【文献種別】 判決 / 大阪高等裁判所

【裁判年月日】 平成29年4月27日

【事件番号】 平成28年（ネ）第2880号

【事件名】 資本金の額の減少無効等請求控訴事件

【判決結果】 控訴棄却、上告、上告受理申立（後上告棄却、上告不受理）

【参照法令】 会社法447条、449条、828条

【掲載誌】 判例タイムズ1446号142頁

事実の概要

控訴人 X 社は電気機器等の割賦販売、ローン提携販売等を目的とする株式会社であり、被控訴人 Y 社は発光デバイスと壁面型電子ディスプレイの研究、開発等を目的とする株式会社であり、被控訴人 A は Y 社の代表取締役であり、被控訴人 B および C は Y 社の取締役である。Y 社は平成27年6月26日の定時株主総会において、資本金の額を4億7810万2123円から2000万円に変更する（以下、「本件資本減少」という）旨の決議をし、異議ある債権者には申し出るよう資本金の額の減少公告をし、X 社に対して異議申し出の催告をしたため、X 社が異議申立てをした。ところが、Y 社は会社法449条5項に基づき、「債権者を害するおそれ」がないとして、弁済し、もしくは相当の担保を提供し、または当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託すること（異議債権保護手続）を拒否した。

そこで X は、①リース料残元金および遅延損害金等およそ400万円の支払

「『債権者を害するおそれ』がないとされた資本金の減少」〔楠元純一郎〕

い、②資本金の額の減少の無効、③ A が控訴人を害するおそれがないという要件が存在しないことを知りながらまたは過失によってこれを知らずに、違法に Y 社の資本金の減少の手続を行なったことを理由に、Y 社ならびに A および B、C に対して弁護士費用等の損害賠償を求めて訴えた。

原審（神戸地判洲本支部平成28年10月13日）は、①については請求を全部認容したが、②および③についてはいずれも請求を棄却したため、X が控訴したのが本件である。なお、原審は、「債権者を害するおそれがないとき」にあたる理由として、「本件資本金の額の減少によって、それ以前よりも債権者である X 社に対し弁済がされなくなる可能性がさらに低くなったとか、弁済を受けられる金額が減少したとかいうことはできず、本件資本金の額の減少により控訴人を害する具体的な危険性はないものと認められ」るからとしていた。

判決の要旨

控訴棄却（確定）

「資本金の額の減少における『債権者を害するおそれ』については、当該資本金の額の減少によって抽象的に将来に向けて剰余金の分配可能性が高まる（会社財産に対する拘束が弱まる）というだけでなく、資本金の額の減少が債権者により具体的な影響を与えるかどうかを検討して判断すべきである。その判断に当たっては、資本金の額の減少の直後に剰余金の配当等が予定されているか否かに加え、当該会社債権者の債権の額、その弁済期、当該会社の行う事業のリスク、従来の資本金及び減少する資本金の額等を総合的に勘案し、当該会社債権者に対して不当に付加的なリスクを負わせることがないかという観点から行うべきである。（甲33の3〔藤田友敬東京大学大学院教授作成の意見書〕参照。）」

「確かに、…被控訴人会社の会社財産の分配が直ちに可能となるわけではないとしても、資本金の額が4億7810万2123円であったものを、突然2000万円に減少されてしまっただけでは、物的会社である株式会社に対する信用は著しく低下せざるを得ない。このような場合、例えば、会社の規模（資本金の額）を信用し

て、多額の債権を長期で貸し付けている会社債権者にとっては、「債権者を害するおそれ」があるといえる場合もあり得るものと解される。しかし、…控訴人の被控訴人会社に対する債権額は400万円程度であり、その請求を認容する原判決には仮執行宣言が付されていて、いつでも強制執行が可能な状態となっている上、被控訴人会社は、当審において上記債権を争っていないから、将来における被控訴人会社のリスクを考慮する必要はないといえる。したがって、控訴人については、本件資本減少が現時点において控訴人を害するおそれがあるかどうかという観点から検討すれば足り、少なくとも現時点においては、…本件資本金減少により被控訴人会社の会社財産が減少することはないのであるから、控訴人を害するおそれはないというべきである。」

判例の解説

一 はじめに

資本金の額の減少は、分配可能額が増加するため株主・会社債権者の利害に影響を及ぼす行為である⁽¹⁾。資本金の額は責任財産の基準となる数字であることから、その減少（いわゆる減資）には債権者異議手続が必要であり（会社449条）、また、それが基礎的変更であることから、原則として株主総会の特別決議が必要であるが、欠損填補のためであれば普通決議でよい（会社447条1項、309条2項9号）。

債権者異議手続は、資本金の減少を行なう株式会社、その旨公告、催告（会社449条2項）させた後、異議債権者に対し弁済、相当の担保提供、信託会社等への相当の財産の信託（以下、「弁済等」という）をさせることにより当該債権者を保護する手続であるが、当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、当該手続は不要となる（会社449条5項）。

資本金の額の減少の手続に違法がある場合、それを承認しなかった債権者も資本の額の減少をした株式会社に対し、訴えによりその無効を主張することが

(1) 江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』、有斐閣、2019年、694～695頁。

「『債権者を害するおそれ』がないとされた資本金の減少」〔楠元純一郎〕

できる（会社828条1項5号、同条2項5号）。その場合、債権者を害するおそれがないことの証明責任は会社が負担するとされる⁽²⁾。

本件は、Y社代表取締役Aが資本金の額の減少につき、「債権者を害するおそれ」がないとの要件が存在しないことを知りまたは過失によって知らずに、債権者異議手続に基づく弁済等をなさなかったことが違法であったと主張して、資本金の額の減少の無効、損害賠償等を求めた事案であるが、本判決は資本金の額の減少にかかる「債権者を害するおそれ」がないと判断した裁判例として⁽³⁾、また、その有無に関する判断基準および考慮要素を明らかにしたものととして意義を有するとされる⁽⁴⁾。

二 「債権者を害するおそれ」の有無

本件争点は、Xが資本金の減少が債権者に対して抽象的に将来害するおそれがあると主張しているのに対し、Yはそれが現時点では具体的に債権者を害するおそれがないと主張している点である。

本件裁判所の認定事実によれば、Y社は「その他利益剰余金」が-27億7504万1000円であったのに対し「その他資本剰余金」は5億円しかなく、さらに、「資本準備金」9億2255万2000円を「その他資本剰余金」に振り替えたとしても、合計14億2255万2000円にしかならず、分配可能額がマイナスの状態（欠損）であるから、その欠損を填補し、分配可能額がプラスになるまでは剰余金を配当することができない。

本件資本金の額の減少により、その全額（4億5810万2123円）が「その他資本剰余金」に組み入れられたものと解されるところ、従前からの「資本準備金」および「その他資本剰余金」を考慮しても、「その他利益剰余金」が-27億7504万1000円もあることから、差し引き8億9438万6877円の欠損であって、株主への配当等により会社財産が流出することはない。

(2) 江頭・前掲注1、706頁。

(3) 弥永真生「本件判批」、ジュリスト1522、2018年、2頁。

(4) 柳明昌「本件判批」、ジュリスト1531号、2019年、106頁。

「債権者を害するおそれ」の有無について裁判所は、「当該資本金の額の減少によって抽象的に将来に向けて剰余金の分配可能性が高まる」ことから、それが抽象的に債権者を将来害するおそれがあることは認めつつも、「資本金の額の減少が債権者により具体的な影響を与えるかどうか」という判断基準を示し、その考慮要素として、①資本金の額の減少の直後に剰余金の配当等が予定されているか、②当該会社債権者の債権の額、③その弁済期、④当該会社の行う事業リスク、⑤従来の資本金および減少する資本金の額等を示した。

そして、「債権者により具体的な影響を与えるかどうか」の判断基準として裁判所は、それらを総合的に勘案し、当該会社債権者に対して不当に付加的なリスクを負わせることがないかどうか、であると判示した。

その上で裁判所は、会社の規模（資本金の額）を信用して、多額の債権を長期で貸し付けている会社債権者にとっては「債権者を害するおそれ」があり得るとしつつも、本件においては、Y社に対する債権額は400万円程度であり、その請求を認容する原判決には仮執行宣言が付されていて、いつでも強制執行が可能であり、しかもY社は上記債権を争っていないから、将来におけるY社のリスクを考慮する必要がないと判示した。

そして、事実の当てはめとして本件判旨は、考慮要素としての①については減資直後に剰余金配当の予定がなく、②については債権の額が少額であり、③については弁済期が近いところかすでに到来していることに加え、強制執行が可能であり、④については事業リスクを考慮する必要がなく、⑤については資本金の額が4億7810万2123円から突然2000万円に減少されたことにより会社の信用が著しく低下せざるを得ないとしつつも、やはり④の将来におけるY社のリスクを考慮する必要がないとして、X社のような場合については債権者を害するおそれがないと判断した。

このように、裁判所はそれが示した判断基準およびその考慮要素を踏まえ、一般に資本の額の減少は債権者を抽象的には将来害するおそれがあることを認めつつも、現時点において債権者を害するおそれがあるかどうか、債権者に対して不当に付加的なリスクを負わせることがないかを検討した上で、本件のよ

「『債権者を害するおそれ』がないとされた資本金の減少」〔楠元純一郎〕

うな事情の下では債権者を害するおそれがないと結論づけたのである。

それに対して、この論旨に従えば、「分配可能額がマイナスで、剰余金の配当ができない会社においては債権者保護手続が不要ということになる」のではないかと危惧し、当該資本金の額の減少によって抽象的に将来に向けて剰余金の分配可能性が高まるというだけで、債権者を害するおそれがあると判断するのが資本金制度に関する法の趣旨ではないかとの意見がある⁽⁵⁾。

たしかに、裁判所がそのような規範を示しているとは読み取れず、本件については債権額が400万円程度であり、いつでも強制執行が可能な状態となっているといった事情の下では、資本金の額の減少がXの債権回収に悪影響を与えないものと判断したようである。本件批評にも、会社が大幅な債務超過であり資本金の額を減少する前から全額弁済を受けることが期待できず、資本金の額が減少しても同様であるというだけでは、「債権者を害するおそれがない」とはいえないことを本判決は暗黙の前提としているのではないかとの意見⁽⁶⁾、今後、債権額や貸付期間によっては多額の資本金の額の減少が債権者を害するおそれがあると判断される余地を残すものとの意見がある⁽⁷⁾。私見としても、裁判所が述べているとおり、多額の債権を長期で貸し付けているような会社債権者にも配慮する含みを残しつつ、「債権者を害するおそれ」の範囲に一定の絞りをかけた本判決には賛成である。

ただ、講学上、債務超過（事実上の破産状態）の会社が資本の額を減少する場合、裁判所が示した考慮要素としての一定の事情の有無にかかわらず一律に「債権者を害するおそれがない」と判断することが可能かどうか検討の余地もあるのではなからうか。

なぜなら、①異議さえ唱えれば、その異議債権者だけが優先的に弁済を受けることとなり、他の債権者との関係で偏頗行為の疑いの誹りを免れず、②Y社は5億円近い資本金の額を一気に2000万円にまで引き下げることにより、年

(5) 續孝史「本件判批」、税務事例第50巻第10号、2018年、74頁。

(6) 弥永・前掲注2、3頁。

(7) 柳・前掲注4、106頁。

間400万円程度賦課されていた法人事業税を相当程度軽減させるという節税目的もあったとされ⁽⁸⁾、資本金の額の減少を選択したことは会社再建にとってもその効用が少なくないといえ、会社再建の必要性の観点からはその合理性が窺えるからである。

また、再起をかけて事業再開を目指す会社にとっては、会社規模を縮小するために資本金の額の減少を行う途を閉ざすべきではないともいえ⁽⁹⁾、債務超過の会社は資本金の額を減少しても財務状況が改善されるわけではなく、異議を述べた債権者への弁済等により会社財産がさらに減少し、財務状況がさらに悪化し、そこでは異議を述べなかった債権者も過度のリスク負担を課されることになり、債権者間の均衡も欠く⁽¹⁰⁾といった弊害も無視できない。

「債権者を害するおそれ」の有無が問題となった裁判例には、本件のような資本の額の減少以外に、全部取得条項付株式の全部取得にかかる株主の取得価格決定の申立てに関するもの（東京地判平成28年3月8日D1-Law.com判例体系判例ID29017716）、合併無効請求に関するもの（東京地判平成27年12月21日（D1-Law.com判例体系判例ID29015655）、東京地判平成27年1月26日（D1-law.com判例体系判例ID29044379）、東京地判平成27年1月26日（D1-Law.com判例体系判例ID29044380）があり、これら四例とも会社債権者に対する支払いが確実であることを理由に「債権者を害するおそれ」がないと判示しているが、これらは資本金の額を減少してもしなくても債権者に対する支払いが困難であった本件とは前提状況がまったく異なる⁽¹¹⁾ことから、区別されるべきである。

(8) 吉川信将「本件判批」、法学研究（慶応大学）第92巻第3号、2019年、57頁。

(9) 小林俊明「本件判批」、ジュリスト1536号、2019年、101頁。

(10) 前田修志「本件判批」、専修ロージャーナル第15号、2019年、186頁。尾崎安央「資本充実・維持の原則」、久保・久保田・上田・松中編『企業金融・資本市場の法規制』（2020年・商事法務）、309頁。

(11) 吉川・前掲注8、59頁。

三 資本の額の減少の効力

資本金の減少手続に瑕疵があれば無効原因となるが、本件において裁判所が「債権者を害するおそれ」がないと判断したことにより、会社が債権者保護手続を執らなかつたことには違法性はなく、無効とする請求に理由がないとしたことは正当である。

学説上、債権額が軽微な場合、異議債権者保護手続の対象に含まれるかどうかについて、債権額が軽微であるか否かに関わらず含まれるとするもの⁽¹²⁾、減資無効という重大な影響を及ぼし得る点に鑑みてそれが軽微である場合、対象に含まれないと解するもの⁽¹³⁾に分かれている。

この点、本件批評には債権額400万円程度は少額といえるのかといった事実認定上の疑問も寄せられているが⁽¹⁴⁾、本判決はY社がX社の債権にかかる債権額の弁済を怠ることは、本件の資本減少を無効にするほどの瑕疵ではないと裁判所は考えたのであろうとの見方ある⁽¹⁵⁾。また、X社が資本金減少無効の訴えを提起したのは、破産状態のY社による債権者保護措置（強制執行を含む）が偏頗行為に当たることをX社がおそれてのことではなかつたのかとの疑念も寄せられている⁽¹⁶⁾。

そうであるとすればなおさら、債権者保護手続を執らなかつた本件には違法性はなく、無効請求にも理由がないといえるのではなからうか。

四 おわりに

欠損填補のための準備金の減少には債権者異議手続は不要であるが、資本金の額の減少はそれが欠損填補のためであっても債権者異議手続が必要であり、

(12) 上柳・鴻・竹内『新版注釈会社法（12）』、有斐閣、平成2年、96頁（神崎克郎）。

(13) 田村諄之輔『合併手続の構造と法理』、有斐閣、1995年、138頁。

(14) 小林・前掲注9、101頁。

(15) 鳥山恭一「本件判批」、法学セミナー769号、2019年、127頁。

(16) 柳・前掲注4、106頁。

(17) 鳥山・前掲注15、127頁。

そこでは異議を述べる債権者は事実上優先弁済を受ける⁽¹⁷⁾。そのため、会社再建に前向きな会社が欠損填補のために資本金の減少をする場合、債権者異議手続は異議債権者にとってその保護が過剰となつてはいないか⁽¹⁸⁾、そのために会社再建に支障が生じないか問題である。

アメリカでは資本金の額よりもキャッシュフローを重視する傾向があり、減資と配当を同時に行なうような実質減資の場合はともかく、名目減資において資本金の額に一定の拘束性を認めるわが国の資本制度が今日どれほどの意味があるのか、以前から議論されているところである⁽¹⁹⁾。

本件においては、Y社は事実上倒産状態にあり、民事再生手続も期待できないところ、たしかに、事業の再生を賭けて大幅な減資をすることは、抽象的には将来に向けて剰余金の分配可能性が高まり、会社財産に対する拘束が弱まることによって、債権者の将来の抽象的な利益が害されるということは否定できないが、そもそも本件のように事実上倒産状態にある会社の場合、藤田意見書（藤田フォーミュラ）が示すような「資本金の額の減少が債権者により具体的な影響を与える余地」があったといえるのかどうかは疑問である。

本判決は、資本の額の減少における「債権者を害するおそれ」について、債権額が少額であつて、強制執行が可能であれば、現時点で債権者を害するおそれがあるかどうかという観点から検討すれば足りるとし、結果的に「債権者を害するおそれ」の範囲に絞りを掛け、法解釈上の具体例を明らかにした点においても重要な意義を有すると思われるが、そもそも、本件のように減資会社が事実上倒産状態にあるような場合は、将来においても現在においても具体的に債権者の利益を害する余地がないとすれば、藤田フォーミュラを当てはめる前

(18) 尾崎・前掲注(10)、308頁。

(19) 資本制度の再検討は古くからなされている。尾崎安央「わが国の株式会社法における「資本」制度—過去、現在、そして未来?—」、季刊 企業と法創造「特集シンポジウム」（早稲田大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所・2004年）118頁～129頁。最近の議論でも、資本金額までの「純資産額」を絶対的に分配拘束しなければならない理由はなく、直截的に支払能力の実質的維持に注目する方が保護が厚いとされる。尾崎・前掲注(10)、309頁。

「『債権者を害するおそれ』がないとされた資本金の減少」〔楠元純一郎〕

提を欠いていたともいえ、その余地の有無に関する究明は、わが国の資本制度の再考にかかっていると思われる。

—くすもと じゅんいちろう・東洋大学法学部教授—